

議員提出議案第四号

食品添加物の規制に関する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、厚生大臣、農林水産大臣に意見書を提出する。

昭和六十二年三月二十日

提出者	三朝町議会議員	藤井	十成
賛成者	三朝町議会議員	倉本	良人
賛成者	三朝町議会議員	石山	利男
賛成者	三朝町議会議員	山本	仁

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

食品添加物の規制に関する意見書

食品の衛生と安全の確保は、国民の生命を保持し、健康を増進する上で極めて重要である。とりわけ、食品添加物の多様化は国民の大きな関心事となっている。

政府におかれては、食品添加物の指定に当たっては、昭和四十七年の国会附帯決議に示された「食品添加物の使用は極力制限する方向で措置する」との基本方針に基づき、国民の食生活の安全を確保するため、次の事項について速やかに実施されるよう要望する。

- 一、昭和四十七年国会附帯決議を尊重し、具体的施策を遂行して食品添加物の総量規制を行うこと。
- 一、食品添加物を減じるための規制を強化すること。
- 一、BHAの実験データの公開と使用禁止告示を行うこと。
- 一、食品衛生調査会でアスパルテームの再審議を行うこと。
- 一、食品の輸入検査監査体制を強化すること。
- 一、食品衛生調査会に消費者代表を参加させ、審議内容の公開に努めること。
- 一、食品添加物の規制、表示の強化、食品事故における被害者救済制度の確立等食品衛生法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十二年三月二十日